

黒崎播磨セラコーポ株式会社との合併に関する
会社法第801条第1項及び第3項第1号に
基づく吸収合併存続会社の備置き書類

黒崎播磨株式会社

2021年4月16日

合併に関する事後開示事項

北九州市八幡西区東浜町1番1号
黒崎播磨株式会社
代表取締役社長 江川 和宏

当社を吸収合併存続会社とし、黒崎播磨セラコーポ株式会社（本店所在地：北九州市八幡西区東浜町1番1号。以下「黒崎播磨セラコーポ」という。）を吸収合併消滅会社とする合併契約（以下「本合併契約」という。また、本合併契約に係る合併を「本合併」という。）について、2021年4月1日（以下「効力発生日」という。）をもって本合併の効力が発生しました。

本合併に関する会社法第801条第1項に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 本合併の効力発生日
2021年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る
手続の経過
当該請求はありませんでした。

3. 吸収合併消滅会社における会社法第785条、第787条及び第789条
の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）
黒崎播磨セラコーポにおいては、会社法第784条第1項の規定に基づき、本合併契約について会社法第783条第1項の株主総会の承認を受けることなく本合併を行い、その株主は特別支配会社である当社のみであったため、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第787条（新株予約権買取請求）
黒崎播磨セラコーポは新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
 - (3) 会社法第789条（債権者の異議）
黒崎播磨セラコーポは、2021年1月26日付の官報による公告を行い、かつ、2021年1月26日から電子公告による公告を行いました。所定の期間内に債権者からの異議申述はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る
手続の経過
当社は、2021年1月26日から電子公告による公告を行いました、
会社法第796条第3項の規定に基づき所定の期間内に本合併に反対する旨
を通知した株主はありませんでした。かつ、本合併は、会社法第796条第
2項規定の要件を満たす合併であったため、該当事項はありません。
5. 吸収合併存続会社における会社法第797条及び第799条の規定による
手続の経過
(1) 会社法第797条（反対株主の株式買取請求）
当社は、2021年1月26日から電子公告による公告を行いました、
会社法第796条第3項の規定に基づき所定の期間内に本合併に反対する
旨を通知した株主はありませんでした。かつ、本合併は、会社法第796条
第2項規定の要件を満たす合併であったため、該当事項はありません。
(2) 会社法第799条（債権者の異議）
当社は、2021年1月26日付の官報による公告を行い、かつ、20
21年1月26日から電子公告による公告を行いました、所定の期間内に
債権者からの異議申述はありませんでした。
6. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権
利義務に関する事項
当社は、2021年4月1日をもって、黒崎播磨セラコーポから、一切の
資産及び負債並びに権利義務を引き継ぎました。
本合併により、当社が黒崎播磨セラコーポから承継した資産は、3,83
9百万円であり、その主なものは、預け金の1,596百万円です。
また、承継した債務は、1,470百万円であり、その主なものは、未払
費用の586百万円です。
7. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面
（吸収合併契約の内容を除く。）
別紙のとおり。
8. 会社法第921条の変更の登記をした日
2021年4月6日
9. その他本合併に関する重要な事項
① 当社は、黒崎播磨セラコーポの発行済株式のすべてを所有していたた
め、本合併においては、金銭等の交付及び割当ては行わず、また、資本
金及び準備金の額の増加は行いませんでした。
② 当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本合併契約につい
て会社法第795条第1項の株主総会の承認を受けることなく本合併
を行いました。

また、黒崎播磨セラコーポにおいては、会社法第784条第1項の規定に基づき、本合併契約について会社法第783条第1項の株主総会の承認を受けることなく本合併を行いました。

- ③ 本合併による当社の資本金及び準備金の額の増加はありません。

以上

黒崎播磨株式会社との合併契約に関する
会社法第782条第1項に基づく
吸収合併消滅会社の備置き書類

黒崎播磨セラコーポ株式会社

合併契約書

黒崎播磨株式会社（以下「甲」という。）と黒崎播磨セラコーポ株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は合併（以下「本合併」という。）して、甲は存続し、乙は解散する。

（吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：黒崎播磨株式会社

住所：北九州市八幡西区東浜町1番1号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：黒崎播磨セラコーポ株式会社

住所：北九州市八幡西区東浜町1番1号

（合併に際して発行する株式）

第3条 甲は、乙の発行済株式のすべてを所有しているので、本合併による新株式の発行又は自己株式の移転その他の対価の交付は行わない。

（増加すべき資本金）

第4条 甲は、本合併により、資本金の額の増加は行わない。

（合併承認総会等）

第5条 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約について会社法第795条第1項の株主総会の承認を受けることなく本合併を行う。

2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約について会社法第783条第1項の株主総会の承認を受けることなく本合併を行う。

（効力発生日）

第6条 本合併の効力発生日は、2021年4月1日とする。ただし、本合併手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（会社財産の引継ぎ）

第7条 乙は、2020年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本合併の効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債及び権利義務の一切を本合併の効力発生日において甲に引き継ぐ。

2. 乙は、2021年1月1日から本合併の効力発生日前日に至るまでの間の資産及び負債の変動について、別に計算書を添付して、その内容を甲に明示する。

(乙の役員、従業員)

第8条 乙の役員（取締役、監査役）及び従業員に関する事項（処遇等を含む。）については、甲乙別途協議のうえ、本合併の効力発生日までに決定する。

(善管注意義務)

第9条 甲と乙は、本契約の締結日から本合併の効力発生日に至るまでの間において、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行う。

(本合併の条件の変更及び本契約の解除)

第10条 本契約の締結日から本合併の効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたとき、又は重大な欠陥が発見されたときは、甲乙協議のうえ、書面により本合併の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

(本契約に定めのない事項)

第11条 本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを定める。

2. 前項の協議を行う場合であって、相手方の求めがあるときは、甲及び乙は、当該協議を行う旨の合意を書面又は電磁的記録により行う。

本契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2020年12月25日

甲 北九州市八幡西区東浜町1番1号
黒崎播磨株式会社
代表取締役社長 江川 和宏 ㊞

乙 北九州市八幡西区東浜町1番1号
黒崎播磨セラコーポ株式会社
代表取締役社長 川邊 秀明 ㊞

2021年1月26日

黒崎播磨セラコーポ株式会社
代表取締役社長 川邊 秀明

合併契約に係る会社法施行規則第182条第1項第1号に定める
相当性に関する事項について

当社を吸収合併消滅会社とし、黒崎播磨株式会社（本店所在地：北九州市八幡西区東浜町1番1号）を吸収合併存続会社とする合併契約（以下「本合併契約」という。また、本合併契約に係る合併を「本合併」という。）について、会社法施行規則第182条第1項第1号に定める相当性に関する事項は下記のとおりです。

記

本合併契約には、会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めはありません。

これは、黒崎播磨株式会社が当社の発行済株式のすべてを所有していることから、本合併においては、金銭等の交付及び割当ては行わないものです。

以上

第 129 期 事 業 報 告

(2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで)

黒崎播磨株式会社

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経済環境は、当初は国内・海外とも緩やかな景気回復が続いていましたが、第2四半期以降大規模な自然災害が多発し悪影響が顕在化するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により一気に厳しい局面を迎えることとなりました。

当社グループの主要得意先である鉄鋼業界における当連結会計年度の国内粗鋼生産量は、前年同期比4.3%減の9,843万トンとなり、3年連続で前年度実績を下回るとともに、リーマン・ショック直後の2009年度以来10年ぶりに1億トンの大台を割り込むこととなりました。

このような状況下、当社グループでは、2020年中期経営計画の基本方針である「世界第一級の鉄鋼用総合耐火物メーカー」の地位確立を目指し、当連結会計年度において、設備投資の積極化等収益の拡大に向けた各種取り組みを実施いたしました。

当連結会計年度における当社グループの経営成績は次のとおりです。

[売上高]

粗鋼生産量の減少に伴う耐火物需要の減少や、ファーンレス事業での大型案件の端境期に伴う受注減等により、売上高は、前連結会計年度に比べ3.5%減収の1,373億95百万円となりました。

[損益]

売上高の減少等により、営業利益は、前連結会計年度に比べ11.0%減益の93億87百万円、経常利益は、同13.5%減益の97億64百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、同18.1%減益の64億44百万円となりました。

セグメントの経営成績を示すと、次のとおりです。

なお、各セグメントの売上高は外部顧客への売上高であり、セグメント間の内部売上高又は振替高は含まれていません。また、セグメント利益は営業利益ベースです。

〔耐火物事業〕（各種工業窯炉に使用する耐火物全般の製造販売）

売上高は、粗鋼生産量の減少に伴う耐火物需要の減少等により、前連結会計年度に比べ2.0%減収の1,142億78百万円となりました。利益は、為替影響及びコストダウンの進展等により、同2.9%増益の69億76百万円となりました。

〔ファーンレス事業〕（各種窯炉の設計施工及び築造修理）

売上高は、大型案件の端境期に伴う受注減等により、前連結会計年度に比べ12.6%減収の147億65百万円となりました。利益は、売上高の減少等により、同52.9%減益の8億79百万円となりました。

〔セラミックス事業〕（各種産業用ファインセラミックスの製造販売及び景観材の販売）

売上高は、主力ユーザーである電子部品業界からの需要が減少したこと等により、前連結会計年度に比べ7.7%減収の67億14百万円となりました。利益は、売上高の減少等により、同33.8%減益の7億75百万円となりました。

〔不動産事業〕（店舗・倉庫等の賃貸）

売上高は、前連結会計年度に比べ7.7%減収の8億31百万円、利益は、同3.3%減益の7億6百万円となりました。

〔その他〕（製鉄所向け石灰の製造販売）

売上高は、前連結会計年度に比べ17.5%増収の8億5百万円、損益は、64百万円の損失（前連結会計年度は5百万円の利益）となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は71億35百万円であり、その主なものは次のとおりです。

① 耐火物事業の設備投資	43億86百万円
② ファーンレス事業の設備投資	11億26百万円
③ セラミックス事業の設備投資	10億75百万円

（3）資金調達の状況

上記の設備投資は、自己資金及び借入金によってまかないました。

(4) 対処すべき課題

① 2020年中期経営計画（2018年度～2020年度）について

当社グループは、2019年に創業100周年を迎える中、2020年中期経営計画は、「世界第一級の鉄鋼用総合耐火物メーカー」の地位を確立する計画として策定し、実行しています。

【2020年中期経営計画 概要】

- 1) 国内外での作業用・建設用耐火物需要の捕捉
- 2) 耐火物事業での抜本的収益力強化
- 3) 耐火物以外のセグメントにおける収益拡大
- 4) 安全・防災対策と内部統制活動の全社的強化

以上の施策を推進することにより、連結売上高1,380億円、連結経常利益120億円（ROS約9%）を目指します。

② 2020年中期経営計画の進捗状況について

当社グループの主要得意先である鉄鋼業界における当連結会計年度の国内粗鋼生産が10年ぶりに1億トン台割れとなったほか、ファーンレス事業での大型工事案件減少、セラミックス事業での電子部品業界向け需要の減退、海外での景気減速等、当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境は大変厳しいものとなりました。

こうした状況のもと、国内売上高減少等の影響はあったものの、インドを中心とした海外での拡販を着実に実行したことにより、当連結会計年度の連結売上高は2020年中期経営計画目標レベルの1,373億95百万円となりました。

売上高の伸び悩みや市場での競争激化等から、連結経常利益は97億64百万円、ROS7.1%となりました。

2020年度においては、世界経済全体が新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻な打撃を受けており、とりわけ国内外の鉄鋼業界で大幅な減産となる等、先行きが見通しにくい状況に陥っています。こうした中、2020年中期経営計画の達成は厳しい情勢となっていますが、この影響を最小限に抑えるべく、グループ一丸となって各種施策を実行してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は円)

区 分 \ 期 別	第126期 2017年3月期	第127期 2018年3月期	第128期 2019年3月期	第129期 2020年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高	108,371	123,977	142,347	137,395
営 業 利 益	7,675	8,494	10,543	9,387
経 常 利 益	7,844	8,991	11,289	9,764
親会社株主に帰属する当期純利益	4,426	5,656	7,868	6,444
1株当たり当期純利益	52.49	670.96	933.76	765.04
総 資 産	116,702	131,031	135,422	126,942
純 資 産	50,775	57,755	56,236	57,233
1株当たり純資産額	550.77	6,321.82	6,297.94	6,436.93

- (注) 1. 当社は、2017年6月29日開催の定時株主総会決議により、2017年10月1日付で当社普通株式10株を1株に併合しました。第127期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第127期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しています。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第128期の期首から適用しており、第127期に係る財産状態の数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっています。

(6) 親会社及び重要な子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	当社株式の持株数	当社への出資比率	主要な事業内容
日本製鉄株式会社	3,912千株 (4千株)	46.44% (0.05%)	鉄鋼業他

- (注) 1. 当社株式の持株数及び当社への出資比率の()内は、間接所有株式数及び間接所有割合であり、内数です。
2. 当社への出資比率は、自己株式を控除して計算しています。
3. 日本製鉄株式会社は、当社の筆頭株主であり、親会社です。また、同社は、当社の主要な取引先です。当社と日本製鉄株式会社との間では、耐火物製品販売等の取引があります。
4. 2020年3月31日時点で、日本製鉄株式会社の従業員2名が当社の役員(取締役、監査役)を兼任しています。また、2020年3月31日時点で、当社の役員(取締役)3名は、日本製鉄株式会社の出身者です。

② 親会社との間の取引に関する事項

1) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社への当社製品販売、親会社からの請負、親会社からのエネルギー購入等の取引を行っています。

これらの取引については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しています。

2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

親会社との取引は、当社の一般的な取引と同様の条件でなされており、当社の利益を害していないと、当社取締役会は判断しています。

3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社SNリフラテクチュア東海	75百万円	65.00%	耐火物の製造
黒崎播磨セラコーポ株式会社	50百万円	100.00%	耐火物製造等に係る業務請負、耐火物製造設備等のメンテナンス、各種サービス業
有明マテリアル株式会社	100百万円	100.00%	ファインセラミックスの製造
黒播築炉株式会社	10百万円	51.00%	築炉工事・耐火物加工の請負
Krosaki Amr Refractorios,S.A.	4,598千ユーロ	100.00% (100.00%)	耐火物の製造販売
無錫黒崎蘇嘉耐火材料有限公司	14,197千米ドル	68.00%	耐火物の製造販売
Krosaki USA Inc.	400千米ドル	90.00%	耐火物の販売
黒崎播磨（上海）企業管理有限公司	2,400千米ドル	100.00%	中国投資会社の管理、耐火物の販売
Krosakiharima Europe B.V.	500千ユーロ	100.00%	投資会社に関わる事業戦略管理、耐火物の販売
TRL KROSAKI REFRACTORIES LIMITED	209,000千インドルピー	77.62%	耐火物の製造販売
TRL KROSAKI ASIA PRIVATE LIMITED	12,993千シンガポールドル	97.00% (37.00%)	投資会社に関わる事業戦略管理
TRL KROSAKI CHINA LIMITED	8,200千米ドル	100.00% (100.00%)	耐火物の製造販売
Refractaria, S.A.	657千ユーロ	100.00% (100.00%)	耐火物の製造販売

(注) 当社の出資比率の（ ）内は、間接所有割合であり、内数です。

(7) 主要な事業内容

[耐火物事業]

各種工業窯炉に使用する耐火物全般の製造販売

[ファーネス事業]

各種窯炉の設計施工及び築造修理

[セラミックス事業]

各種産業用ファインセラミックスの製造販売及び景観材の販売

[不動産事業]

店舗・倉庫等の賃貸

[その他]

製鉄所向け石灰の製造販売

(8) 主要拠点等

① 当社

種 別	所 在 地
本店	北九州市八幡西区東浜町1番1号
支店、事業所、営業所等	北九州市、室蘭市、鹿嶋市、船橋市、千葉市、君津市、東京都中央区、川崎市、東海市、大阪市、和歌山市、加古川市、姫路市、備前市、倉敷市、福山市、呉市、光市、下松市、周南市、京都郡苅田町、大分市、中華民国
工場	北九州市、室蘭市、神栖市、千葉市、木更津市、東海市、高砂市、赤穂市、備前市、大分市

(注) 加古川市の拠点は、2020年4月に姫路市に移転しました。

② 子会社（連結子会社）

会 社 名	本店所在地
株式会社SNリフラテクチュア東海	刈谷市
黒崎播磨セラコーポ株式会社	北九州市
有明マテリアル株式会社	大牟田市
黒播築炉株式会社	北九州市
Krosaki Amr Refractorios,S.A.	スペイン
無錫黒崎蘇嘉耐火材料有限公司	中国
Krosaki USA Inc.	米国
黒崎播磨（上海）企業管理有限公司	中国
Krosakiharima Europe B.V.	オランダ
TRL KROSAKI REFRACTORIES LIMITED	インド
TRL KROSAKI ASIA PRIVATE LIMITED	シンガポール
TRL KROSAKI CHINA LIMITED	中国
Refractaria, S.A.	スペイン

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,827名	+92名

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員は含めていません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	8,302百万円
株式会社福岡銀行	5,000
株式会社三菱UFJ銀行	3,977
State Bank of India	2,408
株式会社三井住友銀行	2,232

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 35,000,000株

(2) 発行済株式の総数 8,423,585株 (自己株式数690,943株を除く。)

(注) 自己株式690,943株のうち、株主名簿上は当社名義となっていますが、実質的に所有していない株式が100株あります。

(3) 当事業年度末株主数 5,936名 (対前事業年度末比△665名)

(4) 大株主 (上位 10 名)

株主名	持株数	持株比率
日本製鉄株式会社	3,908千株	46.39%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	509	6.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	398	4.74
GOVERNMENT OF NORWAY	195	2.32
株式会社福岡銀行	185	2.21
RE FUND 107 - CLIENT AC	171	2.04
資産管理サービス信託銀行株式会社 (年金信託口)	94	1.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	80	0.96
東邦瓦斯株式会社	70	0.84
株式会社安川電機	70	0.83

(注) 1. 当社は自己株式690千株を保有していますが、上記大株主からは除外しています。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	*江 川 和 宏	
取締役相談役	伊 倉 信 彦	
取 締 役	黒 田 浩 太 郎	専務執行役員 耐火物国内営業部門管掌 耐火物製造事業部門管掌 研究開発部門管掌 営業本部長 耐火物製造事業本部長 コークス炉事業全般に関し管掌 TRL KROSAKI REFRACTORIES LIMITEDに関する事項について高須 常務執行役員に協力
取 締 役	奥 村 裕 彦	専務執行役員 ファーネス事業部門管掌 セラミックス事業部門管掌 技術管理部門管掌 安全衛生環境防災に関し管掌 コークス炉事業全般に関し黒田専務執行役員に協力 黒播築炉株式会社代表取締役社長
取 締 役	副 島 匡 和	常務執行役員 本社部門（購買、財務、企画）管掌 耐火物海外事業部門に関し高須常務執行役員に協力 セラミックス事業部業務に関しセラミックス事業部長に協力
取 締 役	本 田 雅 也	常務執行役員 本社部門（ICT、総務、リスクマネジメント）管掌 百周年事業推進管掌 総務人事部長
取 締 役	高 須 俊 和	常務執行役員 耐火物海外事業部門管掌
取 締 役	小 西 淳 平	日本製鉄株式会社 製鋼技術部長
取 締 役	藤 永 憲 一	株式会社九電工相談役 福岡商工会議所会頭
取 締 役	*田 中 優 次	西部瓦斯株式会社相談役 鳥越製粉株式会社社外取締役 若築建設株式会社社外取締役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	松 下 謹 二	
監 査 役	渡 邊 崇	日本製鉄株式会社関係会社部上席主幹
監 査 役	部 谷 由 二	西日本鉄道株式会社代表取締役副社長執行役員
監 査 役	松 永 守 央	公益財団法人北九州産業学術推進機構理事長 三井金属鉱業株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役 藤永憲一及び取締役 田中優次は、社外取締役です。
2. 監査役 部谷由二及び監査役 松永守央は、社外監査役です。
3. 取締役 藤永憲一、取締役 田中優次、監査役 部谷由二及び監査役 松永守央を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出しています。
4. 退任取締役（地位は退任時）
 取 締 役 坂 根 淳 一 2019年6月27日 任期満了
 取 締 役 小 川 弘 毅 2019年6月27日 任期満了
5. *印は、2019年6月27日開催の第128期定時株主総会で新たに選任された取締役です。
6. 監査役 部谷由二は、西日本鉄道株式会社の経理・財務部門における長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

7. 2020年4月1日現在の取締役及び監査役の状況は次のとおりです。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	江 川 和 宏	
取締役相談役	伊 倉 信 彦	
取 締 役	黒 田 浩 太 郎	社長付エグゼクティブアドバイザー 耐火物製造に係る構造問題に関する特命事項担当
取 締 役	奥 村 裕 彦	専務執行役員 ファーンレス事業部門管掌 セラミックス事業部門管掌 本社部門（技術管理、品質保証）管掌 安全衛生環境防災に関し管掌 コークス炉事業全般に関し管掌 黒播築炉株式会社代表取締役社長
取 締 役	副 島 匡 和	常務執行役員 本社部門（購買、財務、経営企画）管掌
取 締 役	本 田 雅 也	常務執行役員 本社部門（ICT、総務、リスクマネジメント）管掌 百周年事業推進管掌 総務人事部長
取 締 役	高 須 俊 和	常務執行役員 耐火物製造事業部門管掌 耐火物海外事業部門管掌 耐火物製造事業本部長
取 締 役	小 西 淳 平	執行役員 経営企画部業務に関し経営企画部長を補佐
取 締 役	藤 永 憲 一	株式会社九電工相談役 福岡商工会議所会頭
取 締 役	田 中 優 次	西部瓦斯株式会社相談役 鳥越製粉株式会社社外取締役 若築建設株式会社社外取締役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	松 下 謹 二	
監 査 役	渡 邊 崇	日本製鉄株式会社関係会社部上席主幹
監 査 役	部 谷 由 二	西日本鉄道株式会社代表取締役副社長執行役員
監 査 役	松 永 守 央	公益財団法人北九州産業学術推進機構理事長 三井金属鉱業株式会社社外取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額です。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員数	金額	摘 要
	名	百万円	
取 締 役 (うち社外取締役)	11 (3)	298 (19)	取締役の報酬額は年額385百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与等は含まず。）です（2019年6月27日開催の第128期定時株主総会で承認）。
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	49 (19)	監査役の報酬額は年額94百万円以内です（2019年6月27日開催の第128期定時株主総会で承認）。

- (注) 1. 上記の取締役の員数には、2019年6月27日開催の第128期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）が含まれています。
2. 上記の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与等は含まれていません。
3. 上記の報酬等の額には、以下のとおり、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額が含まれています。

区 分	員数	金額
	名	百万円
取 締 役 (うち社外取締役)	7 (-)	10 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	1 (-)	0 (-)

- ② 当事業年度において受け又は受ける見込みの額が明らかとなった取締役及び監査役の報酬等の額
該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
社外取締役	藤 永 憲 一	株式会社九電工相談役	電気工事発注の取引あり (当社及び同社の事業規模 に比して僅少)
		福岡商工会議所会頭	特別の関係なし。
	田 中 優 次	西部瓦斯株式会社相談役	特別の関係なし。
		鳥越製粉株式会社社外取締役	特別の関係なし。
		若築建設株式会社社外取締役	特別の関係なし。
社外監査役	部 谷 由 二	西日本鉄道株式会社代表取締役副社長執行役員	運送発注の取引あり (当社 及び同社の事業規模に比し て僅少)
	松 永 守 央	公益財団法人北九州産業学術推進機構理事長	特別の関係なし。
		三井金属鉱業株式会社社外取締役	耐火物製品販売、業務委託 等の取引あり (当社及び同 社の事業規模に比して僅 少)

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会への 出席回数 (出席率)	監査役会への 出席回数 (出席率)	取締役会及び監査役会における発言状況
社外取締役	藤 永 憲 一	13回中12回 (92%)	— (—)	出席した取締役会においては、ビジネスに関する経験・見識を活かして、適宜発言を行っています。
	田 中 優 次	10回中9回 (90%)	— (—)	出席した取締役会においては、ビジネスに関する経験・見識を活かして、適宜発言を行っています。
社外監査役	部 谷 由 二	13回中12回 (92%)	12回中11回 (92%)	出席した取締役会及び監査役会においては、財務及び会計に関する知見並びにビジネスに関する経験・見識を活かして、適宜発言を行っています。
	松 永 守 央	13回中13回 (100%)	12回中12回 (100%)	出席した取締役会及び監査役会においては、工学における専門知識と組織運営に関する経験・見識を活かして、適宜発言を行っています。

- (注) 1. 当事業年度中、取締役会は13回、監査役会は12回開催しています。
 2. 田中優次は、2019年6月27日付で取締役に就任しています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	48百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額は、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しています。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っています。
3. 当社の子会社であるKrosaki Amr Refractorios,S.A.、無錫黒崎蘇嘉耐火材料有限公司、黒崎播磨(上海)企業管理有限公司、Krosakiharima Europe B.V.、TRL KROSAKI REFRACTORIES LIMITED、TRL KROSAKI ASIA PRIVATE LIMITED、TRL KROSAKI CHINA LIMITED及びRefractaria, S.A.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、2006年5月12日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針を制定し、2019年2月27日付で一部改定しました。その概要は次のとおりです。

なお、2020年4月1日付で内部統制システムの基本方針を一部改定しましたが、以下の記載は、当連結会計年度において有効であった2019年2月27日付改定の内部統制システムの基本方針に基づいています。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、当社グループのミッションステートメントに基づき、法令を遵守する。また、取締役会規程に基づき取締役会において経営上の重要事項の決定を行い、報告を受ける。

取締役の職務執行の法令・定款への適合性については、取締役同士で監視し合うほか、監査役会による監査を受ける。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議、内部統制委員会等の重要会議の議事録を作成するとともに、それらの議事録や決裁伺書等情報の保管を情報管理に関する規程に基づき適切に行う。また、法令等に開示が定められた重要経営情報を適切に開示する他、IR活動やウェブサイトを通じ、積極的な情報開示に取り組む。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制基本規程に、日常の各部門の役割及び危機発生時の対応について定めている。

当社グループの内部統制システムの運用は、当社各部門長及びグループ会社社長の責任のもとに行われる自律的マネジメント（リスクの把握、評価、対策立案、対策実施、自主点検等）を基本とする。

当社及びグループ会社の内部統制システムの構築・運用・評価に関する基本方針策定の支援及びその運用状況に対する内部監査を行う部門としてリスクマネジメント部を設置する。

当社各部門及びグループ会社の内部統制活動をグループ横断的に指導・支援する組織として、当社が重要と考えるリスク分野に応じたリスク分科会を設置する。

内部統制委員会を設置し、定期的な会議等でリスクへの対応状況について各内部統制委員及びリスクマネジメント部からの報告を受け、必要に応じて指導を行う。また、リスクマネジメント部からの内部監査報告を受ける。それらのうち、重要な事項については、経営会議及び取締役会に報告する。

社内監査役、総務グループ員、社外専門機関等を通報窓口とした内部通報制度を設け、当社グループ内で違法・不当な行為が行われていた場合及びその疑いのある場合に通報を受付け、その事実関係を調査して結果を所定の社内関係者及び求めがあれば通報者に知らせるとともに、違法・不当な行為が確認された場合には就業規則に基づきその行為者の処分を行う。

危機発生時には、内部統制委員会の中に緊急対策本部を設置し、損失を最小限にとどめる。

④ 当社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会決議により、各取締役の職務分担を適切に行うとともに、組織及び職制規程、業務分掌規程にその基本的職務を規定する。また、決裁伺規程、共通職務権限規程により取締役及び主要な使用人の決裁権限、責任を規定する。

経営計画、事業戦略、投融资等の重要な経営事項は、経営会議等により十分に審議した上で、取締役会規程に基づき取締役会で決議を行う。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款、社内規程違反も業務遂行上のリスクのひとつと捉え、上記③で記載した内部統制の仕組みにより、使用人の職務執行が法令、定款、社内規程に適合することを確保する。また、使用人が適法に業務遂行できるよう、計画的に教育・啓発活動を実施する。

⑥ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の管理に関して、関係する規程に基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。

グループ会社は、当社との情報の共有化等を行い、自律的内部統制に関する施策の充実を図る。

また、各グループ会社と業務上の繋がりの強い当社の部門を主管部門として位置付け、グループ会社の内部統制整備・運用状況の把握に努め、当社リスク分科会及びリスクマネジメント部と情報共有するとともに必要に応じリスク分科会に支援を求める。

イ. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社「グループ経営運用規程」に基づき、各グループ会社は事業方針、事業計画、予算等の経営上の重要事項について、当社と事前協議を行う。また、決算、事業概況等については、当社がグループ会社に報告を求めるとともに、助言等を行う。

ロ. グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社「内部統制基本規程」に基づき、各グループ会社は、リスク管理事項について自主点検を行う。自主点検の結果、あるいは業務の遂行を通して、問題が発生若しくは発生のおそれがあると確認された場合、当社に報告を行う。

また、当社は、リスクマネジメント責任者会議を定期的を開催し、当社の内部統制活動について各グループ会社に周知を図る。

加えて、当社から主要なグループ会社に対して取締役及び監査役の派遣を行い、直接経営に関与及び監査をする。

さらに、当社の内部通報窓口は、グループ会社からの通報も受け、事実確認を行う。

不適切な事実が認められた場合、当該グループ会社は、当該使用人、場合によってはその管理者について指導及び懲戒処分を行う。

ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例会議等を通して各グループ会社から業務執行状況等の報告を受け、マネジメントに関する支援を行う。

ニ. グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、各グループ会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況並びに法令違反、若しくは違反のおそれのある行為・事実について各グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言・指導等を行う。

⑦ **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、監査役の業務の円滑な遂行を目的に、監査役の職務を補助する専任のスタッフを置く。取締役からの独立性を確保するため、そのスタッフは監査役直属とし、監査役の指示の下で業務を行う。監査役スタッフの異動及び人事考課等については、常勤監査役と総務人事部長との間で事前に協議する。

⑧ 当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について適宜監査役に報告する。また、リスクマネジメント部は、内部監査の結果をはじめ、業務をとおして知り得たリスクマネジメント上の重要事項についても適宜監査役に報告を行う。

監査役は、取締役会、経営会議等の重要会議へ出席し、また、重要な決裁伺書の回付を受けることで経営上の重要事項について取締役との情報共有を行う。

ロ. グループ会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

グループ会社の取締役、監査役、使用人等は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適宜当社の監査役に直接又はリスクマネジメント部を通じて報告を行う。

⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報規程等に基づき、これらの報告をした者に対し、報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わない。

⑩ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じる。

⑪ その他当社の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役職務の監査に際して、取締役及び監査対象部署の職員は、資料の開示等情報提供に協力する。

リスクマネジメント部は、グループ会社を含む全社の内部統制に関し、監査役と定期的に、かつ必要の都度、情報交換を行う。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及び体制整備に関する事項

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを基本方針とする。

反社会的勢力に関する事項については、総務人事部総務グループを対応窓口とし、反社会的勢力からの理不尽な要求等が発生した場合には、総務グループへ連絡をするよう周知徹底する。当社への反社会的勢力からの接触等があった場合には、警察に連絡・相談し指導を受けながら適切な対処を行う。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの運用状況の概要は次のとおりです。

① 運用体制

当社は、当社グループにおける内部統制システムの運用体制として、内部統制活動の企画・支援及び内部監査を担当するリスクマネジメント部（専任5名、兼務19名）、各種リスク分野に応じたリスク管理を担当するリスク分科会（機能部門を含む全9分科会／購買、製造、基盤・技術、工事・整備、労務、販売、財務、IT・情報、安全・環境・防災）を設定しています。また、各グループ会社における自律的内部統制活動を担当するリスクマネジメント責任者を配置しています（グループ会社：13名）。

この体制の下、以下のとおり内部統制システムを運用しています。

② 具体的な運用状況

1) 内部統制活動計画

当社は、毎年2月に、当社グループ全体の次年度内部統制活動計画を策定しています。この計画には、活動方針（目標、重点推進事項）、教育・啓発計画、内部監査計画、リスク分野別全社レベルの重点課題対応計画が含まれています。また、この全社活動計画を踏まえて、リスク分科会別活動計画を策定しています。

当社各部門、グループ会社は、これらを踏まえて個別の計画を策定しています（改善業務実行計画等への織込み）。

2) 自律的内部統制活動

年度計画に従い、当社各部門、グループ会社は、年に1度、内部統制チェックリストに基づく網羅的な点検を行い、抽出された課題については、対応方針と期限を決めて改善を行っています。

また、購買、財務及び品質に係わるリスクについては、業務プロセスに含まれるキーリスクを抽出した点検シートに基づいて、年に2回の頻度で自主点検を行っています。

加えて、リスク分科会は、当社各部門、グループ会社の活動を支援するとともに、各リスク分野における全社重点課題及び、分科会重点課題について、年度活動計画に則して、全社・グループ横断課題の解決に取り組んでいます。

事故・事件、法令や社内規程等に違反する事案、違反の恐れのある事案が発生した場合、当社各部門、グループ会社は、直ちにリスクマネジメント部に報告するとともに、関係部門と連携し、是正及び再発防止の措置を講じています。また、これらの事案をリスクマネジメント部が集約し、当社グループ内で共有化するとともに、当社各部門・グループ会社が類似のリスクの点検を実施しています。

3) 内部監査等

部門・グループ会社による自律的内部統制活動における自主点検活動に加えて、リスク分科会が、全社機能組織として、当該リスク分野における法令、社内規程の遵守状況や、重点課題への対応状況をモニタリングしています。

リスクマネジメント部は、自主点検シートや内部統制チェックリストなどを基に、部門・グループ会社及び機能組織の内部統制活動状況等を実査し、監査結果を被監査部門及びリスク分科会にフィードバックするとともに、適時にリスクマネジメント推進会議及び内部統制委員会に報告しています。

また、当社は、内部統制を補完する施策として、内部通報窓口を設置、運用するとともに、当社及び国内グループ会社において、内部統制に関する社員意識調査アンケートを実施しています。アンケート結果の概要は社内報で広報するとともに、部門長・グループ会社にフィードバックしており、従業員の内部統制意識を高めるとともに内部統制意識の浸透度を測り、部門・グループ会社の内部統制活動に活用しています。

なお、内部通報状況及び社員意識調査アンケート結果は、個別テーマとして、取締役会で報告しています。

4) 評価・改善

リスクマネジメント部は、内部統制システムの運用状況を、半期ごとに開催する内部統制委員会のほか経営会議及び取締役会に報告するとともに、これを四半期ごとに開催するリスクマネジメント推進会議、半期ごとに開催するグループ会社リスクマネジメント責任者会議において、各部門・グループ会社とも共有しています。

また、リスクマネジメント部は、内部統制活動の実施状況や内部監査等の結果に基づき、年度末時点における内部統制システムの有効性評価結果を取りまとめた上で、これをリスクマネジメント推進会議、経営会議及び取締役会に報告しています。

この評価結果に基づき、内部統制システムの有効性向上に資する改善策を策定し、次年度の内部統制活動計画に反映しています。

5) 教育・啓発

当社は、新入社員から経営幹部までを対象とした各種の内部統制に関する階層別教育・研修の場を準備しており、当社及びグループ会社役職員の教育を実施しています。

新任部署長教育や内部監査時には、リスクマネジメント部が当社グループの内部統制の考え方・仕組みの教育、各種事案の解説等を通じたコンプライアンス意識の強化に継続的に取り組んでいます。

リスク分科会も該当するリスク分野の専門的教育を計画的に実施しており、安全環境防災リスク分科会が主催する全社的な安全パトロールの際は、経営者層によるコンプライアンス講話の場を設け、職場風土の改善に関する啓発にも積極的に取り組んでいます。

また、内部統制月間の設定やコンプライアンスに関するメールマガジンの発信を通じた啓発活動にも積極的に取り組んでいます。

6) 監査役・会計監査人との連携

リスクマネジメント部は、監査役が同席する内部統制委員会、リスクマネジメント推進会議において、内部統制の状況の報告及び意見交換を行っています。また、月2回の頻度で監査役との連絡会を開催し、内部統制に関する情報の共有化を図っています。会計監査人との間でも、定期的に内部統制の状況や財務報告に係わる内部統制の評価結果等について、報告及び意見交換を行っています。

さらに、内部監査、監査役監査、会計監査の相互連携・実効性向上、内部統制に関する情報の共有化、意見交換を目的として、監査役、社外取締役、リスクマネジメント部による四半期ごとの連絡会（うち1回は会計監査人も出席）を開催しています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めていません。

備考

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

第 129 期 計 算 書 類

(2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで)

黒崎播磨株式会社

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	57,473	流動負債	35,029
現金及び預金	1,067	買掛金	8,547
受取手形	1,356	電子記録債権	6,025
売掛金	39,386	短期借入金	500
商品及び製品	6,448	1年内返済予定の長期借入金	2,000
仕掛品	2,750	コマーシャル・ペーパー	9,000
原材料及び貯蔵品	4,614	未払金	3,477
前払費用	25	前受金	121
その他の金	342	預り金	2,484
貸倒引当金	1,491	賞与引当金	2,065
	△11	工事損失引当金	81
		環境対策引当金	68
		その他の負債	657
固定資産	47,182	固定負債	19,487
有形固定資産	20,690	長期借入金	17,000
建物	8,203	長期未払金	295
構築物	779	繰延税金負債	43
機械及び装置	4,204	退職給付引当金	98
車両運搬具	135	役員退職慰労引当金	417
工具、器具及び備品	553	製品保証引当金	1
土地	5,810	長期預り敷金保証金	1,605
建設仮勘定	1,003	資産除去債務	25
無形固定資産	118	負債合計	54,516
のれん	11	(純資産の部)	
ソフトウェア	70	株主資本	48,922
その他	36	資本金	5,537
投資その他の資産	26,373	資本剰余金	5,138
投資有価証券	2,888	資本準備金	5,138
関係会社株式	19,777	利益剰余金	39,887
出資	115	利益準備金	1,250
関係会社出資金	2,044	その他利益剰余金	38,637
破産更生債権等	33	圧縮記帳積立金	963
前払年金費用	1,413	別途積立金	4,517
長期前払費用	10	繰越利益剰余金	33,156
その他の金	140	自己株式	△1,641
貸倒引当金	△51	評価・換算差額等	1,217
		その他有価証券評価差額金	1,217
		繰延ヘッジ損益	0
資産合計	104,656	純資産合計	50,139
		負債純資産合計	104,656

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		96,013
売上原価		80,214
売上総利益		15,798
販売費及び一般管理費		10,389
営業利益		5,409
営業外収益		1,852
受取利息	2	
受取配当金	1,458	
賃貸料及び管理手数料	68	
為替差益	230	
その他の	92	
営業外費用		406
支払利息	38	
固定資産の撤去費	130	
その他	238	
経常利益		6,855
特別利益		205
固定資産売却益	82	
投資有価証券売却益	123	
その他	0	
特別損失		520
固定資産除却損	88	
投資有価証券評価損	3	
関係会社株式売却損	10	
関係会社出資金評価損	118	
環境対策費	299	
その他	1	
税引前当期純利益		6,540
法人税、住民税及び事業税		1,094
法人税等調整額		398
当期純利益		5,048

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
				圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	5,537	5,138	1,250	1,010	4,517	30,420	37,198
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△2,358	△2,358
圧縮記帳積立金取崩				△46		46	-
当 期 純 利 益						5,048	5,048
自 己 株 式 の 取 得							-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△46	-	2,735	2,689
当 期 末 残 高	5,537	5,138	1,250	963	4,517	33,156	39,887

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,633	46,241	1,759	15	1,775	48,016
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△2,358			-	△2,358
圧縮記帳積立金取崩		-			-	-
当 期 純 利 益		5,048			-	5,048
自 己 株 式 の 取 得	△7	△7			-	△7
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		-	△542	△15	△557	△557
当 期 変 動 額 合 計	△7	2,681	△542	△15	△557	2,123
当 期 末 残 高	△1,641	48,922	1,217	0	1,217	50,139

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法によっています。

② その他有価証券

・ 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっています(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定していません)。

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法によっています。

(2) デリバティブ取引により生じる債権債務の評価基準及び評価方法

時価法によっています。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっています。ただし、半成工事及び未成工事支出金は個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物並びに構築物は定額法とし、その他の資産は定率法によっています。ただし、不動産事業に係る設備及びファーンエス事業におけるユーザー構内にある一部有形固定資産のうち2008年9月30日以前に取得したものについては、定額法によっています。

なお、耐用年数については、原則として法人税法所定の耐用年数を採用していますが、機械及び装置、不動産事業のうちショッピングセンターに係る建物及び構築物については、一部会社所定の耐用年数(トンネル窯: 6年、機械及び装置: 9年、不動産事業のうちショッピングセンターに係る建物及び構築物: 賃貸契約期間)を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。

(3) 長期前払費用

定額法によっています。

3. 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(3) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、未引渡工事の損失見込額を計上しています。

(4) 環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しています。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、10年による定額法で按分した額を発生翌事業年度より費用処理しています。過去勤務費用については、10年による定額法で按分した額を発生年度より処理しています。

(6) 役員退職慰労引当金

役員（執行役員を含む。）の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

（追加情報）

当社は2019年5月22日の取締役会において、取締役及び監査役に係る役員退職慰労金制度を2019年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議しました。よって、同株主総会において、取締役及び監査役に対し、同株主総会終結までの在任期間に対応する役員退職慰労金を、当社における所定の基準に従い、相当額の範囲内で打ち切り支給することとし、その支給の時期については、各取締役及び監査役の退任時とし、その具体的な金額、方法等は取締役については取締役会、監査役については監査役の協議に一任することで承認可決されました。このため、当該支給見込み額については、引き続き、役員退職慰労引当金に含めて計上しています。

(7) 製品保証引当金

旧建材事業の製品「陶板外壁材」の品質保証に備えるため、実績等を加味した見込額を計上しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

なお、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を行っています。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引

ヘッジ対象：外貨建予定取引、外貨建金銭債権債務、借入金

③ ヘッジ方針

為替予約取引については、外国為替相場変動リスクをヘッジする目的で実需の範囲内においてのみ実施し、収益確保を目的としたディーリングは実施しないこととしています。また、金利スワップ取引については、借入金の金利変動リスクをヘッジすることを目的として、通貨スワップ取引については、借入金の通貨変動リスクをヘッジすることを目的として実施しています。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計との間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しています。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 70,714百万円

2. 偶発債務

以下の会社等の借入金等について債務保証を行っています。

債 務 者	残 高
Krosaki USA Inc.	544百万円
TRL KROSAKI CHINA LIMITED	570百万円
ひびき 灘 開 発 株 式 会 社	4百万円
従 業 員	216百万円
合 計	1,335百万円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短 期 金 銭 債 権	28,288百万円
短 期 金 銭 債 務	4,394百万円

III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	62,680百万円
仕 入 高	25,077百万円
営業取引以外の取引高	1,691百万円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度末株式数(株)
普通株式	690,843

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が100株あります。

V. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

賞与引当金	542百万円
未払賞与に対する社会保険料	85百万円
環境対策引当金	20百万円
減価償却超過額	753百万円
退職給付引当金	29百万円
役員退職慰労引当金	126百万円
貸倒引当金	18百万円
株式信託簿価	117百万円
減損損失	221百万円
その他	656百万円
小計	2,573百万円
評価性引当額	△586百万円
繰延税金資産合計	1,986百万円

(2) 繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

為替予約	△0百万円
前払年金費用	△429百万円
固定資産圧縮記帳積立金	△464百万円
その他有価証券評価差額金	△527百万円
企業結合に伴う土地の時価評価差額	△609百万円
繰延税金負債合計	△2,030百万円
差引：繰延税金負債純額(△)	△43百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.0%
評価性引当額	0.0%
均等割等	0.6%
研究開発税制の税額控除	△0.9%
所得拡大促進税制の税額控除	△1.5%
その他	△0.4%
小計	△7.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.8%

VI. 関連当事者との取引に関する注記

1. 当社の親会社及び主要株主（会社等に限り。）等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	日本製鉄株式会社	所有 直接 -% 間接 -% 被所有 直接 47% 間接 0%	当社製品の販売等及び資材等購入	耐火物製品販売等	57,083	売掛金	24,848

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 製品販売等及び資材等購入については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しています。

(注2) 取引金額については消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでいます。

2. 当社と同一の親会社を持つ会社等及び当社のその他の関係会社の子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	日鉄エンジニアリング株式会社	所有 直接 -% 間接 -% 被所有 直接 -% 間接 -%	当社製品の販売等	耐火物製品販売等及び各種窯炉の設計施工等	2,045	売掛金	1,445
親会社の子会社	日鉄日新製鋼株式会社	所有 直接 -% 間接 -% 被所有 直接 -% 間接 -%	当社製品の販売等	耐火物製品販売等	3,078	売掛金	1,835

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 製品販売等については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しています。

(注2) 取引金額については消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでいます。

(注3) 日鉄日新製鋼株式会社は、2020年4月1日付で日本製鉄株式会社に吸収合併されました。

3. 当社の子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	黒崎播磨セラコーポ株式会社	所有 直接100% 間接 -% 被所有 直接 -% 間接 -%	耐火物製造等の委託、CMS等による資金取引	製造等委託	7,495	買掛金	760
				預り金減少	302	預り金	1,867
				支払利息	2	—	—
子会社	黒崎播磨(上海)企業管理有限公司	所有 直接100% 間接 -% 被所有 直接 -% 間接 -%	耐火物等の購入	耐火物等購入	9,569	買掛金	324
子会社	Krosakiharima Europe B.V.	所有 直接100% 間接 -% 被所有 直接 -% 間接 -%	当社製品の販売等	耐火物製品販売等	2,277	売掛金	1,402
子会社	Krosaki USA Inc.	所有 直接 90% 間接 -% 被所有 直接 -% 間接 -%	当社製品の販売等	耐火物製品販売等	2,556	売掛金	1,095

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 製造等委託、耐火物等購入及び製品販売等については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しています。

(注2) 資金取引については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

(注3) 取引金額については消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでいます。

VII. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 5,952円23銭
- 1株当たり当期純利益 599円21銭

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

黒崎播磨株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

蓮見貴史 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

山田尚宏 

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、黒崎播磨株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第129期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第129期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門であるリスクマネジメント部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴きその業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

黒崎播磨株式会社 監査役会

常勤監査役	松下 謹二	
監査役	渡邊 崇	
監査役	部谷 由二	
監査役	松永 守央	

(注) 監査役 部谷由二及び監査役 松永守央は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

2021年1月26日

黒崎播磨セラコーポ株式会社
代表取締役社長 川邊 秀明

合併契約に係る会社法施行規則第182条第6項第1号ハに
定める後発事象について

当社を吸収合併消滅会社とし、黒崎播磨株式会社（本店所在地：北九州市八幡西区東浜町1番1号）を吸収合併存続会社とする合併契約について、会社法施行規則第182条第6項第1号ハに定めるに定める後発事象はありません。

以上

2021年1月26日

黒崎播磨セラコーポ株式会社
代表取締役社長 川邊 秀明

合併契約に係る会社法施行規則第182条第6項第2号イに
定める後発事象について

当社を吸収合併消滅会社とし、黒崎播磨株式会社（本店所在地：北九州市八幡西区東浜町1番1号）を吸収合併存続会社とする合併契約について、会社法施行規則第182条第6項第2号イに定める後発事象はありません。

以上

2021年1月26日

黒崎播磨セラコーポ株式会社
代表取締役社長 川邊 秀明

合併契約に係る会社法施行規則第182条第1項第5号に定める
吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項について

当社を吸収合併消滅会社とし、黒崎播磨株式会社（本店所在地：北九州市八幡西区東浜町1番1号）を吸収合併存続会社とする合併契約（以下当該合併契約に係る合併を「本合併」という。）について、会社法施行規則第182条第1項第5号に定める、吸収合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項は下記のとおりです。

記

2020年12月31日現在、黒崎播磨株式会社及び当社の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は下表のとおりであり、本合併後、黒崎播磨株式会社の資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

（単位：百万円、未満切捨）

	資産の額	負債の額	純資産の額
黒崎播磨株式会社	102,355	49,931	52,424
黒崎播磨セラコーポ株式会社	3,852	1,504	2,348

本合併後の黒崎播磨株式会社の収益状況について、黒崎播磨株式会社及び当社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予想されていません。

以上のことから、本合併の効力発生日以後においても、吸収合併存続会社である黒崎播磨株式会社の債務の履行の見込みはあるものと判断しました。

以上

当社を吸収合併消滅会社とし、黒崎播磨株式会社（本店所在地：北九州市八幡西区東浜町1番1号）を吸収合併存続会社とする合併契約に関する会社法第782条第1項に基づく吸収合併消滅会社の備置き書類は以上のとおりです。

2021年1月26日

黒崎播磨セラコーポ株式会社
代表取締役社長 川邊 秀明



当社を吸収合併存続会社とし、黒崎播磨セラコーポ株式会社（本店所在地：北九州市八幡西区東浜町1番1号）を吸収合併消滅会社とする合併に関する会社法第801条第1項及び第3項第1号に基づく吸収合併存続会社の備置き書類は以上のとおりです。

2021年4月16日

黒崎播磨株式会社
代表取締役社長 江川 和宏

